

健康診断(人間ドック)実施要項

① 目的

愛知県医師国民健康保険組合規約第16条に掲げる「組合員とその家族の健康保持増進のために行う事業(1)医師国保健診」として、人間ドックを実施しています。
積極的かつ継続的な健康管理を目指して令和9年2月末日までに受診してください。

② 対象者

1. 正組合員(第一・第二) 2. 正組合員(第一・第二)の配偶者である被保険者 3. 准組合員
※受診日時点で被保険者(組合員)の資格を有する者に限る

③ 健診内容

任意の人間ドックのコースを受診することができます。ただし、特定健康診査(以下特定健診)対象者は、以下の特定健診の基本検査項目を含めた内容で、必ず受診してください。

- 問診
- 身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)
- 理学的検査(身体診察)
- 血圧測定
- 血液生化学検査:中性脂肪(空腹時/随時)・HDLコレステロール・LDLコレステロール
- 肝機能検査(AST・ALT・γ-GT)
- 血糖検査(空腹時血糖又はヘモグロビンA1c)
- 尿検査(尿糖・尿蛋白)

※特定健診対象者とは40歳(昭和62年3月31日以前の誕生日の方)～74歳(75歳誕生日前日まで)の被保険者全員(4月1日時点で加入している方)です。
対象者には所属する医療機関に特定健康診査受診券(以下受診券)が送付されます。(5月下旬発送予定)

④ 受診方法

1. 人間ドックの受診期間および受診回数

- ① 受診期間は令和8年6月1日～令和9年2月末日までとします。
- ② 受診回数は上記期間内に1回に限ります。

2. 健診機関の指定はありません。ただし、健診機関の都合により当組合の助成を利用することができない場合がありますので、必ず事前に健診機関へご確認ください。

3. 人間ドックの受診に必要な書類等

- ① 愛知県医師国民健康保険組合/健康診断(人間ドック)申込書 ※事前に必要事項をご記入ください。
- ② 「資格確認書」・「マイナ保険証」のいずれか
- ③ 特定健康診査受診券(特定健診対象者)
※ただし、人間ドック受診前に勤務先医療機関にて特定健診を受診した場合は受診券は不要です。

注意 事項

- ・人間ドックは「自家受診」、「自己受診(自分自身に対する健診実施)」ともに認めません。
- ・当該年度に勤務先医療機関以外で既に特定健診を受診されている場合、人間ドックは受診できません。
※特定健診のみの受診であっても受診回数は1回としてカウントされます。
- ・異常もしくは疾病の疑いがある場合に行う保険診療扱いとなる検査は人間ドックの検査として認めません。

⑤ 補助額

人間ドックに係る費用は下記費用を上限として検査料金の実費(消費税込み)を本組合が補助します。
ただし、本年度中に既に特定健診を受診している場合は、補助する上限額から特定健診の費用分を差し引きます。

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. 正組合員(第一・第二) | : 補助上限額 30,000円(消費税込み) |
| 2. 正組合員(第一・第二)の配偶者である被保険者 | : 補助上限額 20,000円(消費税込み) |
| 3. 准組合員 | : 補助上限額 20,000円(消費税込み) |

上記金額以内であれば、受診者が費用を立て替えて支払う必要はなく、本組合より「NPO健康情報処理センターあいち」を経て健診実施機関に振り込まれます。ただし、特定健診対象者は受診項目に特定健診の基本検査項目の全てが含まれていない場合、費用は支払われません。

⑥ 守秘事項

健診を受けた施設あるいは医療機関から送付された健診結果は、愛知県医師国民健康保険組合が守秘事項として5年間保管します。ただし、特定健診部分以外のデータについては、費用決済が済んだ後、本組合で破棄します。

特定保健指導

特定健康診査項目(特定健康診査項目を含む人間ドック)の結果により、特定保健指導の対象に該当された方には、後日、特定保健指導利用券を自宅に送付します。

愛知県医師国民健康保険組合/健康診断(人間ドック)申込書

受診予約は健診機関へ直接行っていただき「医師国保健康診断(人間ドック)」と申し出てください。

1. 人間ドックを受診できる方

1. 正組合員(第一・第二) 2. 正組合員(第一・第二)の配偶者である被保険者 3. 准組合員
※受診日時点で被保険者(組合員)の資格を有する者に限る

2. 受診当日に健診実施機関へお持ちいただくもの(必ずお持ちください)

- ① 愛知県医師国民健康保険組合/健康診断(人間ドック)申込書(実施要項もお持ちください)
② 「資格確認書」・「マイナ保険証」のいずれか
③ 特定健康診査受診券(特定健診対象者については、実施要項③健診内容をご確認ください)
※ただし、人間ドック受診前に勤務先医療機関にて特定健診を受診した場合は受診券は不要です。

3. 費用

- ① 本組合の補助額を超えた金額は受診時に窓口でお支払いください。
② 特定健診を勤務先医療機関で受診されている場合は、人間ドック受診時に窓口でその旨お申し出ください。
補助額から特定健診の金額を差し引きます。

注意

当該年度内に勤務先医療機関以外で既に特定健診を受診済みの場合は、当該年度内は健康診断(人間ドック)を受診できません。受診期間は令和8年6月1日から令和9年2月末日までです。
※実施要項に記載の「健診内容」「受診方法」等を必ずご確認ください。

受診者および健診実施機関の方は太枠内を全てご記入ください。(対応する箇所を○で囲んでください)

※は受診者本人がご記入ください。

※氏名	フリガナ ----- 〒 -----	※性別	男性 女性	※生年月日	大正 ○ 昭和 ○ 平成 ○ 年 月 日(満 歳)
※住所	〒 -----				
※電話番号	()				
保険者番号	00233049		※記号番号		
※受診券整理番号	※受診券が届いた方のみ		※受診券有効期限		令和 年 月 日
※組合員種別	① 正組合員(第一・第二) : 補助上限額 30,000円(消費税込み) ② 正組合員(第一・第二)の配偶者である被保険者 : 補助上限額 20,000円(消費税込み) ③ 准組合員 : 補助上限額 20,000円(消費税込み)			(A)	窓口負担額の計算 ※以下計算結果がゼロより大きい場合は自己負担ゼロ。マイナスとなる不足分が自己負担額となります。
※特定健診受診の有無	令和8年6月以降に勤務先医療機関で下記項目を受診しましたか ① 未受診 -----> 0円 ② 基本健診受診済 -----> 7,650円 ③ 貧血検査受診済 -----> 242円 ④ 血清クレアチニン検査受診済 -----> 121円 ⑤ 心電図検査受診済 -----> 1,430円 ⑥ 眼底検査受診済 -----> 1,232円 ※本年度中に特定健診を勤務先医療機関で既に受診された場合、上記金額を人間ドック補助額より減額します。			(B) 合計金額	補助上限額 (A) : 円 特定健診立替払済分(B) : 円 人間ドック総額 : 円 小計 : 円 窓口自己負担額 : 円
健診受診日	令和 年 月 日	健診実施機関名	TEL. ()		

健診機関の方へ

健診実施前に「**重要** 健診機関様へ」を必ず確認してください

愛知県医師国民健康保険組合ホームページ内「保健事業」⇒「3.健康診断(人間ドック)」⇒「令和8年度愛知県医師国民健康保険組合 健康診断(人間ドック)実施要項・申込書ダウンロード」より確認することができます。

重要 健診実施機関様へ

1 健診受診前の確認事項

- (1) 受診前に被保険者資格をマイナ保険証、資格確認書のいずれかで必ず確認してください。マイナ保険証にて確認する場合は、「正組合員・配偶者」を判別することができないため、必ず愛知県医師国民健康保険組合へお問い合わせください。

【マイナ保険証で確認する場合における組合員の判別について】

記号番号が〇〇—〇〇〇〇	枝番が00	正組合員
記号番号が〇〇—〇〇〇〇—〇〇	枝番が00	准組合員

※枝番が00でない場合、家族であることは確定するが、「配偶者」であるとは限らない

- (2) 特定健康診査(以下 特定健診)対象者は、特定健診の基本検査項目を含めた内容を実施してください。
[詳細については健康診断(人間ドック)実施要項も必ずご確認ください]
- (3) 特定健診対象者の受診券は健診実施機関で保管してください。受診券が無い方の費用請求はできません。

2 請求方法

- (1) 愛知県医師国民健康保険組合が、補助上限額までの実費を健診実施機関へお支払いします。上限額を超えた場合は、受診者より超過分を窓口で徴収してください。
- (2) 人間ドックの費用請求は、以下の書類を同封のうえ、「NPO健康情報処理センターあいち(以下NPOあいち)」へご送付ください。なお、送料は健診実施機関負担でお願いいたします。
- (3) 受診後、1か月以内を目処にご提出ください。(1か月以上になる場合は、事前にご連絡ください)

3 注意事項

- (1) 請求書を作成する際には以下をご留意いただき、ご対応ください。
 - ・特定健診分を含む請求金額の場合は、必ず受診券整理番号をご記入ください。
 - ・特定健診分を含まない請求金額の場合は、受診券整理番号を記入しないでください。
- (2) XMLデータを作成する際には以下をご留意いただき、ご対応ください。
 - ・人間ドックを受診した場合でも、特定健診対象者の場合は特定健診部分のXMLデータが必要です。(通常の特健診電子化処理として、NPOあいちにご依頼される場合を除く)
 - ・XMLデータには必ず、受診券整理番号と受診券有効期限を格納してください。
 - ・XMLデータには、費用情報も必要ですので、フォルダ【CLAIMS】も作成してください。



ご用意いただく同封書類

① 愛知県医師国民健康保険組合/健康診断(人間ドック)申込書

② 人間ドック受診者の個人結果通知表のコピー

個人結果通知表のコピーは費用決済が済んだ後、本組合で破棄します。

③ 愛知県医師国民健康保険組合請求書

請求書入力システム(<https://npoaichi-ik.dsnx.net/>)より請求書を作成し、印刷した原本にご捺印のうえ、ご提出ください。請求書入力システムについてはNPOあいちへお問い合わせください。

<④ ⑤ 特定健診対象者のみ提出>

④ 特定健康診査受診券A面のコピー(40歳～74歳までの対象者)

受診券原本は健診実施機関にて当該年度末まで保管してください。

⑤ 第4期厚生労働省指定様式(XMLファイル形式、特定健診分のみ)の電子データ

- ・特定健診受診対象者分のみご提出ください。(受診券が発行されていない方のデータは不要)
- ・記号番号は、番号としてハイフンを含めて全角で入力してください。
- ・送付先(提出先)機関番号は、愛知県医師国民健康保険組合の保険者番号「00233049」を入力してください。
- ・返戻がある場合はお知らせいたします。
- ・電子データを作成することができない場合はNPOあいちで電子化を行いますので、NPOあいちへお問い合わせください。

変更 令和7年度より特定健診対象者の人間ドック実施について変更があります

【特定健診対象者が同一医療機関で人間ドックを実施する場合について】

- ・受診券について ※令和7年度より受診券A面記載情報に変更があります
受診券A面「人間ドック(特定健診以外の健診)」へ必ずマークしてください。
- ・請求書について
請求書の「受診券整理番号」、「特定健診内訳」への記載いただき、「総額(税込)」は人間ドック(特定健診を含む)金額で作成してください。

健診費用の請求受付期限は令和9年3月末日到着分までです。

期限を過ぎたものはお支払いできません。
健診費用は、請求書を受領した月より3か月後の10日頃に
NPOあいちからお支払いいたします。

【費用請求先(支払代行機関)及び請求に関する問い合わせ先】

NPO健康情報処理センターあいち(NPOあいち)
〒460-0011 名古屋市中区大須3-30-40 万松寺ビル10階 TEL:052-241-1351

【受診資格及び返戻に関する問い合わせ先】

愛知県医師国民健康保険組合
〒455-0031 名古屋市港区千鳥1丁目13-22
公益社団法人愛知県医師会仮事務所2階 TEL:052-228-3151